

令和5年5月7日迄に入院を開始する場合の公費負担の経過措置

入院期間	～4月30日の医療費	5月1日～5月7日の医療費	5月8日～5月31日の医療費	6月1日～の医療費
令和5年4月30日以前に入院を開始する場合	全額公費負担（※1）	全額公費負担（※1）	全額公費負担（※1）	入院医療費：一部公費負担（自己負担あり） 治療薬（※2）：全額公費負担
令和5年5月1日から5月7日迄に入院を開始する場合		全額公費負担（※1）	全額公費負担（※1）	入院医療費：一部公費負担（自己負担あり） 治療薬（※2）：全額公費負担
令和5年5月8日以降に入院を開始する場合			入院医療費：一部公費負担（自己負担あり） 治療薬（※2）：全額公費負担	入院医療費：一部公費負担（自己負担あり） 治療薬（※2）：全額公費負担

※1 新型コロナウイルス感染症と関連のない治療費や差額ベッド代等、一部公費負担対象外の費用があります。

※2 対象となる治療薬は、経口薬「ラゲプリオ」「パキロビッド」「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」「ロナプリーブ」「エバシールド」に限る。